

訴 状

2021(令和3)年10月20日

駒場地方裁判所 御中

原 告 波 多 野 栄 治
波 多 野 賴 子

原告訴訟代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり
(送達場所)

駒場県駒場市中央区青井町1丁目51

駒 場 法 律 事 務 所
(電話)045-666-6662 (ファックス)045-666-7856

〒257-8544 駒場県相和市桜橋1-4-3

被 告 相 和 市
代表者市長 新 屋 宏 和

原告訴訟代理人

弁護士 高 山 H.A. 博 美
弁護士 常 守 藍
弁護士 深 山 研 介
弁護士 立 花 千 鶴

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 9758万6616円

貼用印紙額 31万4000円

予納郵券額 6000円

請求の趣旨

1. 被告は、原告波多野栄治及び波多野頼子に対し、各金4879万3308円及びこれに対する令和2年3月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 故波多野尊(以下、「尊」という)は、平成16年7月14日生の男児であり、平成29年4月、相和市立第三中学校(以下、「本件中学校」という)に入学した。平成31年4月には三年次に進級し、三年一組に在籍していた。そして後に述べるように、令和2年3月1日、自宅北側の裏山で、木にロープをかけ、自ら首をつって死亡した者である。
- 2 原告波多野栄治(以下、「栄治」という)及び波多野頼子(以下、「頼子」という)は、尊の父母である。
- 3 栄治及び頼子は、尊をそれぞれ2分の1の割合で相続した。

4

- (1) 被告相和市は、本件中学校の設置管理者である。
- (2) 当時の校長は狸将厚子(以下、「狸将校長」という)、尊を指導した音楽教諭は大坂謡子教諭(以下、「大坂教諭」という)であり、これらの者はいずれも被告相和市の公務員であって、国家賠償法1条1項にいう公権力の行使に当たる者である。

第2 事実関係

1 選択性缄默について

- (1) 尊は、平成23年5月、駒場県石原市の精神科病院である「メンタルクリニックいしはら」において、選択性缄默と診断された。

- (2) 選択性緘默とは、正常な言語能力を持つにもかかわらず、特定の場面(学校など)や人を前にすると、選択的に話すことができなくなる状態である。
- (3) 尊が選択性緘默を発症したのは、小学校入学直後であると思われる。その後、自殺に至る令和2年3月まで、症状は継続していた。
- (4) 頬子は、尊の選択性緘默について、平成29年4月、尊が入学した直後に、本件中学校に知らせていた。

2 志望校について

- (1) 尊は、令和元年5月までには、駒場県立松園高校(以下、「松園高校」という)に進学したいと考えるようになった。
- (2) 同年6月、本件中学校の1学期末試験が実施され、その成績の通告にあわせ、尊、頬子、三年一組担任の山田春子教諭(以下、「山田教諭」という)の三者で面談が行われた。その際、尊は松園高校を志望する旨を山田教諭に伝え、山田教諭は「いまの成績であれば十分可能でしょう」と答えた。
- (3) 同年9月、本件中学校の2学期中間試験が実施され、その成績を見た尊は、松園高校に合格する可能性が高いと考え、志望を固めた。

3 大坂教諭の行為に関する経緯

- (1) 令和元年10月、大坂教諭は、2学期末の音楽の試験において、知識を確認するペーパーテストに加え、クラスの前で一人ずつ歌を歌う実技試験を課すことを生徒に伝えた。さらに、実技試験に重きを置くとも話した。それを聞いた尊は、頬子に対し、「大坂先生が歌を歌えっていうんだけど、絶対むりだよ」と話していた。
- (2) 同年11月、音楽の試験が行われた。実技試験が先行して行われ、尊はクラスの前に立つよう指示され、従った。しかし、続けて歌を歌うように指示されると、選択性緘默が原因で歌うことができず、黙ったままうつむいていた。大坂教諭は歌うよう促したが、なおも尊が黙っているので、着席するよう指示した。その後、同教諭は、歌わなかった理由を問う等、別段の対応をとることはなかった。
- (3) 尊は、実技試験で歌を全く歌わなかつたことで成績が下がることを心配し、ペーパーテストで挽回することを決意した。そして、ペーパーテストで満点を取った。
- (4) 大坂教諭は、尊の選択性緘默やペーパーテストにおける努力を考慮せず、実技試験で尊が歌わなかつたことを理由に、2学期の成績評価において、5段階中の「2」の評価をつけた。

4 自殺に至る経緯

- (1) 令和元年11月の進路希望調査で、尊は継続して松園高校を志望した。
- (2) 同年12月、三者面談において尊と頼子は二学期末の成績を知らされた。音楽の評点が「2」であったことに驚いた頼子は山田教諭に抗議したが、同教諭は「成績は変えられません」と答えた。さらに同教諭は「評定に「2」がついてしまったので、もしかすると松園高校は厳しいかもしれません」と尊に伝えたが、尊は志望校を変更したがらなかったので、暫定的に志望校は据え置きされた。
- (3) 同月、頼子は尊が通う相和市の学習塾である「学習塾ローレル」講師の南原千春（以下、「南原講師」という）に、音楽の評点が「2」であったことを伝え、今後について相談した。南原講師は、松園高校への合格は難しいと考え、志望校を相和市内の県立梅宮高校（以下、「梅宮高校」という）に変更することを提案した。しかし、尊がなおも松園高校にこだわったため、南原講師も、尊の模試の成績や松園高校の志願倍率を確認するまで判断を先延ばしすることにした。また、南原講師は、音楽の評点について再度本件中学校に抗議することを頼子に提案した。
- (4) 同月、頼子は再び本件中学校に抗議した。狸将校長が応対し、音楽の成績の評価基準の概略を説明した。頼子は尊の選択性緘默を理由に評点を再検討することと、大坂教諭から直接説明を受けることを求めたが、狸将校長は「成績は一定の基準に沿って厳格に定められていて、変更はできない」「大坂教諭は忙しい」と繰り返した。頼子はそれ以上の抗議を断念した。
- (5) 翌年（令和2年）1月、狸将校長及び山田教諭の許可を得た尊は、松園高校に願書を提出了。
- (6) 同月、松園高校の志願倍率等からやはり合格は難しいと考えた南原講師は、再度志望校の変更を提案した。尊は渋々志望校を梅宮高校に変更し、願書を提出し直した。
- (7) 同年2月、駒場県立高校入試が実施された。
- (8) 同年2月28日、尊は梅宮高校に合格した。
- (9) 尊は3月1日午後八時頃、自宅北側の裏山の木にナイロンロープをかけて輪を作り、その輪に首をつって死亡しているところを、栄治に発見された。発見時、尊の足先は地面から少し浮いた状態で、身体の右側には足場にした丸椅子があり、身体の下には尊のサンダルが落ちていた。同夜、駒場県相和警察署警部補小田行雄が、医師上原千也の立会の下、検死を実施した結果、死体の頸部に索状痕が鮮明に出ており、死因は定型的縊死、死亡推定日時は同日午後四時頃と認められた。

第3 法的評価

1 違法性

大坂教諭及び狸将校長が、尊を歌唱の実技試験に参加させ、「2」の評価をつけた行為は、以下の理由により違法である。

- (1) 公立中学校における成績評価は、個々の生徒の特性を合理的に勘案し、公平に行われなければならない。まして、評価の過程において、通常の評価方法になじまない特殊事情を持つ生徒に対しては、合理的配慮を行い、不当な低評価を与えてはならないことは言うまでもない。また、成績評価にあたっては、それが高校の入学試験の結果を左右しうることを考慮し、他の生徒との均衡に配慮し、本人の実力に見合った高校に進学することを妨げることがないようにしなければならない。
- (2) これを本件についてみると、大坂教諭は、尊の音楽の成績をつけるにあたって、選択性緘默により人前で歌を歌えないという尊本人が如何ともしがたい要素を排除するとともに、尊のペーパーテストの点数などを適切に考慮し、公平な評価を下すべきであった。そもそも、尊は選択性緘默という実技試験になじまない特殊事情を持っていたのであるから、評価方法を見直すなど、合理的配慮を行う必要があった。また、尊の高校進学を不当に妨げぬよう、他の生徒の成績との均衡に注意し、実力相応の評価を与えるべきであった。また、所属職員を監督する立場にある狸将校長は、尊の選択性緘默について大坂教諭に十分周知して適切な配慮をするよう指導するとともに、万一大坂教諭が尊を不当に扱った場合、直ちに成績評価の見直しを指示して尊に正当な評点を与えるべきであった。
- (3) しかるに、大坂教諭は、実技を評価対象から除いたり、他の方法による評価を試みるなどし、選択性緘默が理由で他の生徒との間に不公平な評点の差が生まれないようにする当然の配慮を怠り、他の生徒と尊の間に不当にも大きな差をつけ、尊の自尊心を大いに損なった。これは、実技試験に参加できない特殊事情をもつ尊に対する明白な差別である。また、同教諭の行為は、尊が自らの実力に見合った高校に進むことを妨げた。内申点を含む内申書の内容が合否判断の一大要素を占める駒場県高校入試においては、不合理で差別的な低評価を尊に与えた同教諭の行為は、尊の進学の選択肢を著しく狭め、本人が志望する高校で教育を受ける機会を不当に奪うものであった。また、狸将校長は、大坂教諭が機械的に下した不当な

評価を無批判に承認し、「2」の評点を確定させた。こうして同教諭と同校長は、尊に精神的損害を与える、自殺につながる危険な精神状態を招來した。これは、法の下の平等を定めた憲法14条1項、平等に教育を受ける権利を定めた憲法26条1項が保障する尊の権利を侵害するものであるとともに、障がいを持つ生徒への適切な配慮を要請する教育基本法4条2項及び教育を受ける機会の平等を定めた教育基本法4条1項に違反する、明らかな違法行為である。

- (4) もちろん、生徒を教育し評価するにあたっては、学校教育法49条、37条及び相和市立公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則6条に基づき、教師と校長に広範な裁量が与えられている。ただし、本件違法行為では、これら法や規則が裁量を与えた目的を逸脱する裁量の濫用があった。成績評価における教師の裁量は、各生徒の到達度や努力姿勢等の諸要素を柔軟かつ適切に考慮し、平等で公平な評価を下すために与えられているところ、大坂教諭及び狸将校長は、尊が歌を歌わなかつた原因を、真の原因である尊の選択性緘默には求めずに、尊の努力姿勢の不足であると身勝手に判断し、著しく不合理で差別的な評価を下した。
- (5) 本件違法行為では、上記の法や規則が裁量を与えていない事実について、大坂教諭及び狸将校長が裁量的に判断する裁量の踰越があったとも考えられる。教師が評価権を与えられている対象は、生徒の理解度や努力状況など、生徒本人が左右できるものに限られるところ、同教諭は、尊の選択性緘默という本人が左右できない特殊事情を権限なく低評価の理由とし、尊の尊厳を貶めた。
- (6) よって、大坂教諭の行為は、尊を不当に差別するものであり、教師に与えられた権限内での裁量の適法な行使とも考えられないから、その違法性は明らかである。

2 責任原因

以下の理由から、被告相和市は、原告の被った損害を賠償すべき義務を負う。

(1) 本件各行為の違法性の有無、程度

前述のとおり、大坂教諭と狸将校長の行為は、職務を行うについてなされた、断じて許されない違法行為である。

(2) 大坂教諭の過失について

実技試験当日の大坂教諭の発言等を見るに、同教諭は尊の選択性緘默について把握していなかった。同教諭は尊が歌を歌わなかった原因を、尊の努力の不足あるいは反抗的態度であると思い込み、低い成績をつけた。同教諭には、実技試験時の尊の様子及びその他ペーパーテストの結果や授業時の様子等を総合的に勘案し、思い込みを排して尊が歌わない原因を正確に把握し、尊の成績を正しく評価できる方法を考案、実施するとともに、尊に合理的で公平な成績評価を与える義務があった。さらに、一般論として、教師には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全を確保すべき配慮義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがある場合には、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務がある。尊は、配慮なく人前で歌うことを求められたこと、不当な低評価を受けたこと、志望校を変更しなければならなくなつたことによって、重大な精神的損害を被るおそれがあった。さらに、その心の傷によって、尊が自殺するおそれもあった。実技試験時やその後の尊の様子及び頼子の抗議を知った同教諭には、尊の受けた大きな精神的打撃を察知し、成績評価を見直したり、尊に謝罪するなどして精神的打撃を和らげ自殺を未然に防止する義務をも負っていた。しかし、同教諭は実技試験後、尊の成績評価方法を見直さなかつたばかりか、低い成績をつけた後もそれを修正しようとせず、尊に成績評価について説明したり、謝罪することもしなかつた。同教諭は危険の現実化を未然に防止せず、上記の義務を怠つたと言わざるを得ないから、過失があることは明らかである。

(3) 狸将校長の過失について

狸将校長は、尊の選択性緘默を知りながら、大坂教諭の成績評価の方法その他から考えて、大坂教諭の行為は正当であり違法ではないと判断した。同校長は、実技試験の方法、不当に低い評点や県立高校入試の実情等を吟味し、同教諭の行為が違法であると正しく判断し、同教諭に成績の修正と尊への謝罪を要請する義務があった。さらに、同校長は、尊の学級担任等他の教諭に、尊の動静に注意するよう指示しつつ、尊の様子及び頼子の抗議を見て、差別的な成績評価を受け、志望校への合格も難しくなつた尊が受けた精神的打撃を察知し、尊に謝罪するとともに、尊の希望に寄り添つた丁寧な進路指導を行つて、精神的打撃を和らげ自殺を未然に防止する安全配慮義務をも負っていた。しかし、同校長は、同教諭の行為を正当だと誤信して、同教諭に評価の修正を求めなかつた。さらに、同校長は、尊が深

い精神的打撃を受けていたことを認識していたにもかかわらず、尊に謝罪し丁寧な進路指導を行うこともしなかったばかりか、頬子の抗議に対し不誠実に対応し、尊の精神的ダメージを悪化させ、予見できた尊の自殺の防止を怠った。同校長は、上記の義務を果たさなかったと言わざるを得ず、過失があることは明らかである。

(4) 学校に対する管理権と公権力の行使

被告は、学校教育法5条、49条、38条に基づき、本件中学校を設置し、管理する立場にあった。狸将校長及び大坂教諭は、相和市の公務員として、教育権を行使する立場にあった。本件違法行為は、被告の教育権の行使として行われたものであり、これは公権力の行使に該当するから、被告は原告に対し、国家賠償法1条1項により、上記第3の1記載の違法行為によって原告が受けた損害を賠償すべき義務がある。

3 因果関係

(1) 尊の精神的損害との因果関係

本件各違法行為が、尊の尊厳を貶め、また尊の高校進学に悪影響を与えたことによって、尊の精神に打撃を与えたことは明らかである。また、大坂教諭及び狸将校長は、尊の選択性緘默と駒場県高校入試の制度を認識し得たのであるから、本件違法行為が尊に精神的損害を与えることを十分予見できたことも明らかというべきである。

(2) 尊の自殺との因果関係

本件違法行為と尊の自殺には、以下の理由から因果関係が認められる。

ア 事実的因果関係

尊の自殺の動機は、次の3点に求められる。

- a 自らの選択性緘默を理由に不当に低い成績をつけられたことに対する怒り、悲嘆
- b 学校の不誠実な対応に対する不信感、孤立感
- c 志望校を切り下げるを得なかつたことによる、将来に対する絶望感

大坂教諭が差別的な成績評価を行わなければ、上記の自殺の動機は形成されなかつた。また、狸将校長が、尊への謝罪や成績評価の改訂など適切な対応を行つていれば、これらの動機は解消されたと考えられる。よつて、事実的因果関係は明らかである。

イ 加害者の予見可能性

相当因果関係が認められるためには、事実的因果関係に加え、本件違法行為から尊の自殺という結果生ずることが経験則上「通常」といえることが必要である。その「通常性」は、加害者が認識した、あるいは予見可能であった事情を基礎として、加害者が通常有すべき知見を基準に、自殺に至る因果の経過が、違法行為の危険性の現実化の過程として首肯し得るものであるか否かで判断される。本件中学校は、尊が選択性緘默であること、松園高校志望に強いこだわりを抱いていたこと、同教諭による成績評価に極めて強い不満を抱いていたこと等を把握していた。そして、差別的評価が生徒の心に深い傷を与える可能性が高いこと、及び子どもの自殺に関する専門的知見は、教育専門家であれば当然把握すべき事柄である。本件において、尊は自らになんら非がないのに理不尽な低評価を下され、損害を被つたと感じていた。さらに、子どもの自殺を招く心理として孤立感や無価値感が知られている他、強い怒りを覚えた子どもは、理不尽な仕打ちをした大人に懲罰を与えるために自殺を試みることがある。尊は、大坂教諭及び狸将校長の行為によって、孤独、自己の価値の揺らぎ、及び怒りを感じ、それによって自殺を決意しかねない危険な精神状態に陥り、遂に自殺してしまったと推認できる。よつて、同教諭及び同校長が認識した事情及び認識し得た事情を基礎事情とし、彼らが教育専門家として通常有すべき知見を基準とすれば、本件違法行為から尊の自殺に至る因果の経過は、違法行為の危険が現実化していく過程として十分首肯しうるものと認められるから、本件違法行為と尊の自殺の間には相当因果関係がある。

尊の自殺によって損じた損害は以下の通りである。

(1) 尊固有の損害

ア 精神的損害

大坂教諭及び狸将校長は、尊の障がいについて配慮する姿勢を見せるどころか、尊を歌唱テストに参加させ、不当な低評価を下した。尊はこれら違法行為により、自らの障がいによって差別され尊厳を貶められたと感じた他、進学先の高校の変更を余儀なくされ、自らの将来を悲観せざるを得なくなった。これらの苦痛を慰謝するための慰謝料は500万円を下らない。

イ 自殺による損害

①逸失利益 金4308万6616円

②慰謝料 金3000万円

③葬儀費用 金150万円

栄治及び頼子は、上記合計の金7958万6616円について、それぞれ2分の1ずつ相続により取得した。

(2) 原告栄治の損害

固有の慰謝料 金500万円

(3) 原告頼子の損害

固有の慰謝料 金500万円

(4) 弁護士費用

原告らそれぞれについて 金400万円

(5) 合計

原告らそれぞれについて 金4879万3308円

第5 結論

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、金4879万3308円の損害賠償及びこれに対する令和2年3月1日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

添付書類

- | | |
|---------|----|
| 1. 訴状副本 | 1通 |
| 2. 委任状 | 1通 |

証拠方法

被告の答弁を待って提出する